

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(本体の必要表示事項)</p> <p>第8条 事業者は、家電品の本体に電気用品安全法（昭和36年法律第234号）、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）等の関連法令に基づく表示を行うほか、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 原産国名（国名で表示することが適切でない場合は、原産地名）。ただし国産品であるものについては除く。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、原産国について誤認されるおそれのある国産品については国産品である旨</p> <p>(3) 施行規則で定める家電品について</p>	<p>第31条 規約第8条第1号に規定する「原産国」とは、その家電品に本質的な性質を与えるために十分な、実質的な変更をもたらす製造又は加工を最後に行った国をいう。</p> <p>2 規約第8条第2号に規定する「誤認されるおそれのある国産品」とは次に掲げる表示のあるものをいう。</p> <p>ア 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>3 原産国の表示は、次に掲げるいずれかに基づき表示する。</p> <p>ア 「〇〇製」、「製造〇〇」、「原産国〇〇」、「原産地〇〇」（〇〇は国名又は地名）</p> <p>イ 「MADE IN 〇〇」、「Made in 〇〇」、「made in 〇〇」（〇〇は英文表記による国名又は地名）</p> <p>第32条 規約第8条第3号に規定する「家</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
は製造時期	<p>電品」とは、別表4に定める品目をいう。</p> <p>2 規約第8条第3号に規定する「製造時期」とは、当該家電品が完成品となった時期をいう。</p> <p>3 製造時期は1年単位で表示する。</p>